

# 重要事項説明書

## 契約概要・注意喚起情報

お申込み前に必ずお読みください



低解約返戻金型特定疾病保障終身保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。  
お申込み前に必ずお読みください。

本商品についてのご案内は

 **0120-312-201**

受付時間 9:00~18:00(土曜日は17:00まで) ※日・祝日を除く

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



### 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



### 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.5



# 重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## 引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032

東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社  
コンタクトセンター

0120-312-201

受付時間 9:00～18:00(土曜日は17:00まで)  
※日・祝日を除く

## 1 商品のしくみ

「ネオdeとりお」の正式名称は「低解約返戻金型特定疾病保障終身保険」です。

ポイント  
1

死亡または特定の疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当された場合の保障を一生涯にわたって確保できます。

上皮内新生物保障特則を適用した場合には、上皮内がんと診断された場合も特定疾病保険金のお支払いの対象となります。

ポイント  
2

保険料払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。保険料払込期間中の解約返戻金の水準を低く設定することにより、低く設定しない場合に比べて保険料が安くなります。

⚠️ 高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込の免除の取り扱いもありません。

「ネオdeとりお」しくみ図(イメージ)



※保険料払込期間については、終身にわたり保険料をお払いいただく「終身払」もご選択いただけます。

※終身払の場合、保険料、解約返戻金は有期払のご契約にくらべて低くなります。

※お申し込みいただく保険契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

主契約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が死亡された場合、または所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態になられた場合に保険金をお支払いします。

上皮内新生物保障特則を適用した場合には、上皮内がんと診断された場合も特定疾病保険金をお支払いします。

**死亡保険金または特定疾病保険金はいずれか一方のみのお支払いとなります。**死亡保険金または特定疾病保険金をお支払いした場合には、この保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。なお、**本商品には高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**

## 主契約・特約・特則の概要・保険金額

本商品で支払われる保険金は以下のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、特約・特則については、ご契約に付加または適用されている場合のみお支払い等の対象となります。

主契約 特約・特則	保険金 の種類	支払事由の概要	支払額
<b>低解約返戻金型 特定疾病保障終身保険</b>  <b>主契約</b>	死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
	特定疾病 保険金	以下のいずれかの事由に該当した場合 ● 責任開始期以後、初めて（責任開始期前の期間を通じて初めて）所定のがん（約款に定める悪性新生物）と医師により診断確定されたとき ● 責任開始期以後の疾病を原因として、以下のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ② 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき ③ 脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ④ 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき	
<b>保障特則</b> <b>新生物</b> <b>上皮内</b>		責任開始期以後、初めて（責任開始期前の期間を通じて初めて）上皮内がん等（約款に定める上皮内新生物等）と医師により診断確定されたとき	
<b>割引特約</b> <b>非喫煙者</b>		被保険者の喫煙状況が所定の基準に適合する場合、主契約に非喫煙者保険料率が適用され、ご契約の保険料はこの特約を付加しない場合よりも割引引きされます。	

※特約および特則については、中途付加・中途適用の取り扱いはありません。

## 保障内容に関する注意事項

保険金をお支払いできない場合の概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」（保険金のお支払いなどについて）をご確認ください。

### ◆死亡保険金について

<b>×</b> お支払いできない 場合があります	● 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、保険契約者または死亡保険金受取人の故意などにより支払事由に該当した場合、死亡保険金はお支払いしません。
------------------------------	--

## ◆特定疾病保険金について

× お支払いできない  
場合があります

- 上皮内新生物保障特則を適用しないご契約については、上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます)はお支払いの対象となりません。
- 上皮内新生物保障特則を適用した場合、責任開始日からその日を含めて90日以内に上皮内がんと診断確定されても、特定疾病保険金はお支払いしません。
- 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(\*1)と診断確定されても、特定疾病保険金はお支払いしません。この場合、90日経過後に新たにがん(\*1)と診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがん(\*1)の再発・転移等と認められるときは、特定疾病保険金はお支払いしません。
- 受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、お支払いの対象になりません。

(\*1) 上皮内新生物保障特則を適用した場合、上皮内がん等を含みます。

## 指定代理請求制度

被保険者が特定疾病保険金を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

## 3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

契約年齢	20歳～85歳(満年齢)
保険期間	終身
保険料払込期間	30歳～90歳払込満了(1歳刻みで設定できます) ※保険料払込期間満了まで10年以上が必要です。 終身
保険金額	50万円～3,000万円(*2)(10万円単位) (*2) 上皮内新生物保障特則を適用したご契約は300万円が上限となります。

## 4 保険料のお払込み

保険料の払込方法、払込経路は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込経路	第1回保険料：ネオファースト生命指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み 第2回以後の保険料：指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み ※取り扱いは、募集代理店によって異なることがあります。

## ◆非喫煙者の保険料割引(非喫煙者割引特約)について

被保険者の喫煙状況がネオファースト生命所定の基準に適合する場合、主契約に「非喫煙者割引特約」を付加することで、非喫煙者保険料率が適用され、この特約を付加しない場合よりも保険料が割り引きされます。所定の基準は以下のとおりです。

### 【非喫煙者保険料率が適用される基準】

- 過去1年以内に喫煙していないこと(喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます)

※告知に加えてネオファースト生命所定の検査で喫煙状況を確認させていただきます。受動喫煙(副流煙)などの影響で、喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。

## ◆保険料払込免除について

保険料払込の免除の取り扱いはありません。

## 5

### 解約返戻金

本商品は、保険料払込期間中は解約返戻金が低く設定されています。保険料払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。保険料払込期間が終身のご契約の場合、解約返戻金は、終身にわたり解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。

※本商品は、解約に際して支払う金額を抑制するしくみで保険料を計算しています。

## 6

### 契約者配当金

契約者配当金はありません。

## 7

### その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。

◆保険金のお支払いができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、保険金のお支払いができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の10 相談・照会・苦情の窓口 P.10 をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の10 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.10 をご確認ください。



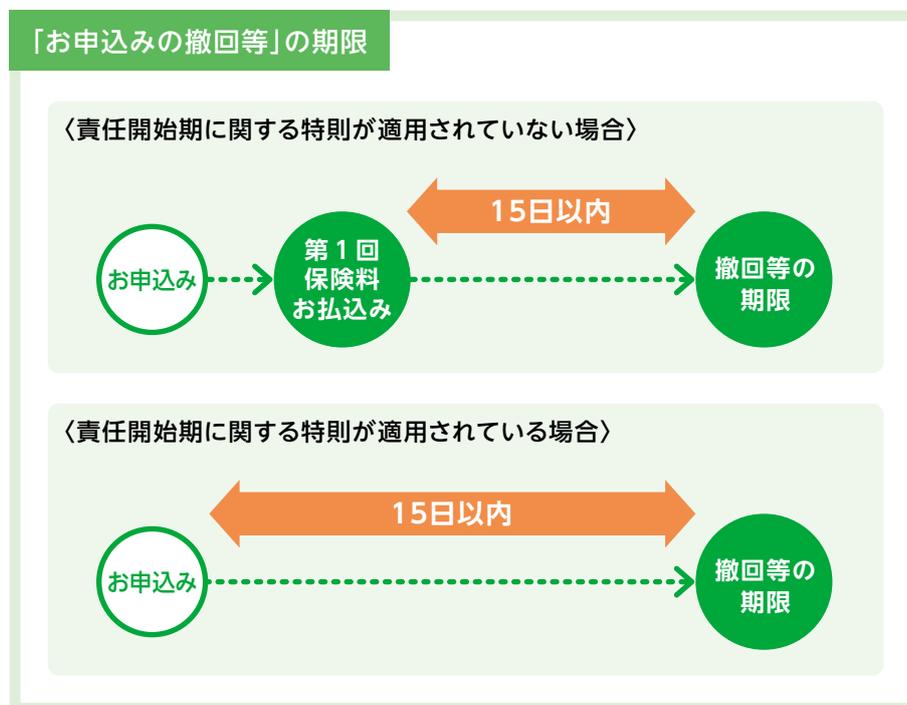
# 重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

## 1

### クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、ご契約の申込日または第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日)から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。



#### ◆「お申込みの撤回等」の方法

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。

#### ◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

## 2

## 健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の可否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

### ◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。ご契約をお断りすることもあります。条件を付けてお引き受けすることや、条件を付けずにお引き受けすることもあります。



### 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
  - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
  - 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- ご契約が解除される場合で、すでに保険金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金のお支払いができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

### ◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合には、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

# 3

## 責任開始期（保障の開始時期）

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約  
(第1回保険料を振込によりお払い込みいただくご契約)

- 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時  
または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約  
(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお払い込みいただくご契約)

- ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時  
または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



※募集代理店によっては、責任開始期に関する特則を取り扱わない場合もあります。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。



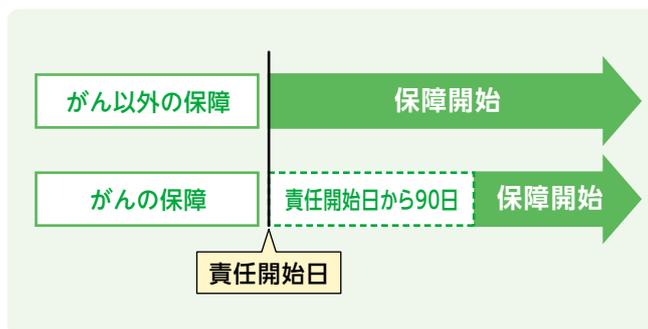
### 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払込み

責任開始期に関する特則が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- 第1回保険料は、**責任開始日の属する月の翌月末日まで**にお払い込みください。
- ①のお払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その**猶予期間内にもお払込みがない場合は、ご契約は無効となります。**

がんの保障については、責任開始日からその日を含めて**90日以内**に**がん(\*)**と診断確定されても、**特定疾病保険金はお支払いしません。**

(\*) 上皮内新生物保障特則を適用した場合、上皮内がん等を含みます。



# 4

## 保険金のお支払いができない場合

以下のような場合など、保険金のお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### ◆責任開始期前の発病

責任開始期前に発生していた疾病を原因とする場合

### ◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合

### ◆重大事由による解除

保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合

### ◆失効後の保険事故

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

### ◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

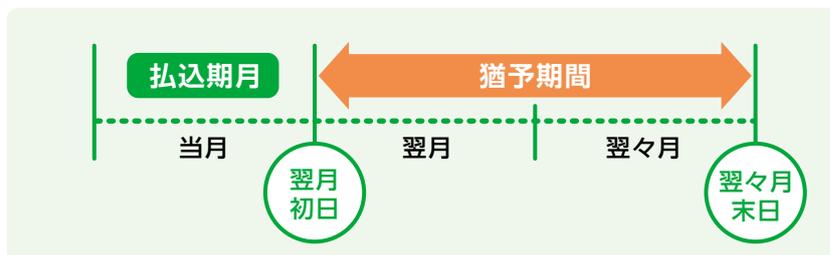
# 5

## 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。なお、本商品には、失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで)のことをいいます。



# 6

## 解約と解約返戻金

- 解約返戻金は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。特に、ご契約後に短期間で解約された場合には解約返戻金はまったくないか、あつてもごくわずかです。
- 「低解約返戻金型特定疾病保障終身保険」の場合、保険料払込期間中は解約返戻金が低く設定されており、保険料払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。年齢・性別・経過年月数などによっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約返戻金が払込保険料累計額を下回ることがあります。

## 7

### 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料累計額(減額の場合は減額部分に対応する保険料)よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たにご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たにご契約の保険料は、新たにご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たにご契約は告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、保険金をお支払いできない場合があります。

## 8

### 保険金の支払事由が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があるとと思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

#### ネオファースト生命保険株式会社コンタクトセンター

 **0120-226-201**  9:00~18:00(土曜日は17:00まで)  
※日・祝日を除く

 <https://neofirst.co.jp>

- 支払事由、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 被保険者が保険金をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

## 9

### 保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額が削減されることがあります。

#### ➤生命保険契約者保護機構

 **03-3286-2820**  [月曜日~金曜日] 9:00~12:00、13:00~17:00  
※祝日・年末年始を除く

 <http://www.seihohogo.jp/>

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

#### ネオファースト生命保険株式会社コンタクトセンター

 **0120-312-201**  9:00～18:00(土曜日は17:00まで)  
※日・祝日を除く

 <https://neofirst.co.jp>

#### 指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### ≫一般社団法人 生命保険協会

 <https://www.seiho.or.jp/>

## 「Webご契約のしおり・約款」

## 「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、  
「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を  
ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



### Webサイト

<<http://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>>へアクセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のあるQRコードより直接アクセスいただくことも可能です。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、**必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。**

- お申込み時に冊子でのお受け取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を対面もしくは郵送\*にてお渡しします。
- お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受け取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受け取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

\*募集代理店によっては取り扱わない場合もあります



「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができません際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

### 推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは下記のブラウザでご覧いただくことをお勧めいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合がございますのでご了承ください。

●Internet Explorer 10.0、Internet Explorer 11.0 ●Safari ※SafariはApple Inc.の商標です。 ●Google Chrome  
※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。

[募集代理店]

[引受保険会社]

## ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

2020年3月版